

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 小川町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	3	36,000	6	900	0	35,100
1	80	キシレン	7	1	491,300	2	1,200	0	490,100
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	8	2,200	12	2,200	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	8	6,100	9	6,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	1	359,300	4	600	0	358,700
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4	5	14,100	8	0	0	14,100
1	300	トルエン	5	3	1,157,400	1	1,400	0	1,156,000
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	8	20,000	7	20,000	0	0
1	384	1-プロモプロパン	1	8	1,800	13	1,800	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	5	382,000	3	0	0	382,000
1	400	ベンゼン	4	5	71,000	5	0	0	71,000
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	8	2,800	10	2,800	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	8	2,700	11	0	2,700	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	8	1,600	14	1,600	0	0
		合計	—	—	2,548,300	—	38,600	2,700	2,507,000

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。